

# イギリスでのキャッシュレス決済の拡大と 若年層に対する金融教育

上 杉 めぐみ

1. はじめに
2. イギリスでのキャッシュレス決済の拡大と現金の確保
  - (1) キャッシュレス決済の拡大と消費者の意識の変化
  - (2) 現金の利用状況と消費者の意識
  - (3) 脆弱な消費者にとっての現金の役割
  - (4) 現金へのアクセスを維持するための対策
3. イングランドでの若年層に対する金融教育とキャッシュレス決済による変化
  - (1) イングランドでの金融教育の変遷
  - (2) 初等教育における金融教育の重要性
  - (3) 現金の減少による学校教育への影響
4. 結語（日本との比較）
  - (1) 現金へのアクセス維持について
  - (2) キャッシュレスに伴う金融教育について

## 1. はじめに

日本のキャッシュレス決済推進の動きは、「『日本再興戦略』改定2014」において、オリンピック・パラリンピックの開催等を踏まえ、キャッシュレス決済の利便性・効率性の向上を図ることを目標に掲げたことに端を

発している<sup>(1)</sup>。その後、経済産業省が2018年4月11日に公表した「キャッシュレス・ビジョン」では、キャッシュレスの推進により、実店舗等の無人化・省力化、不透明な現金資金の見える化、流動性向上、不透明な現金流通の抑止による税収向上、支払いデータの利活用による消費の利便性向上といったメリットが期待される<sup>(2)</sup>として、様々な推進策を提案していた。それに加え、新型コロナウイルス感染症の流行による影響もあり、日本における2021年のキャッシュレス決済比率は過去最高の32.5%となった。キャッシュレス決済比率が10年前の2010年には13.2%であったことからすれば、その利用量の拡大は目覚ましいもので<sup>(3)</sup>、さらには、2023年4月よりデジタル給与が認められるようになることで、益々キャッシュレス化が進むことが予想される<sup>(4)</sup>。その一方で、スマートフォンやパソコンの利用に不慣れなためにキャッシュレス決済を利用できずに、その恩恵を受けられない、もしくは、日常生活を送ることがままならない消費者が一定数存在している。こうした消費者へは、金融リテラシーの向上を目指すこと

---

(1) 『『日本再興戦略』改訂2014—未来への挑戦—』（平成26年6月24日閣議決定）77頁 <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbun2JP.pdf>>（最終閲覧日2022年9月17日）。

(2) 経済産業省 商務・サービスグループ消費・流通政策課「キャッシュレス・ビジョン」（平成30年4月）2頁 <[https://www.hkd.meti.go.jp/hokir/cashless/data/cl\\_vision.pdf](https://www.hkd.meti.go.jp/hokir/cashless/data/cl_vision.pdf)>（最終閲覧日2022年9月17日）。

(3) 経済産業省「2021年のキャッシュレス決済比率を算出しました」（2022年6月1日公表） <<https://www.meti.go.jp/press/2022/06/20220601002/20220601002.html>>（最終閲覧日2022年9月17日）。

(4) 厚生労働省の労働政策審議会（第181回労働政策審議会労働条件分科会）は、2022年10月26日に給与をデジタルマネーで支払う制度の導入を盛り込んだ労働基準法施行規則の一部を改正する案を了承した。これにより、2023年4月1日より、労働者側の同意がある場合などに限り、企業側は100万円まではデジタルマネーで給与の支払いができることとなった。

で対応するとして、スマートフォンを用いた決済に関してデモアプリ（実際の決済は行わず画面遷移を確認できるアプリ）を自治体の開催する消費者セミナー等で提供したり、教育課程におけるキャッシュレス授業の導入などが提案されている<sup>(5)</sup>。

これに対して、イギリス（主に、イングランドを指す。）では、現金が必要な人に対して現金へのアクセスを維持することは、消費者保護の問題であると捉えられており、キャッシュレス決済が拡大する状況においても、現金での支払いという手段を確保する方針を打ち出している。また、デジタルネイティブと呼ばれる若年層に関して、キャッシュレス決済の広がりによる悪影響が懸念されており、金融教育の変革が急務であると示されている。

イギリスはいわゆる経済大国として比較的 GDP が高く、定期的な支払いにおいてキャッシュレス決済が広く利用されているにもかかわらず、店舗では現金での支払いが好まれる文化を持つとしており、同様の傾向にある国として、日本などが挙げられている<sup>(6)</sup>。もっとも、両国において現金嗜好という類似点があるものの、キャッシュレス決済の拡大に対するインフラ整備について大きな違いがあるように思われる。こうした状況を踏まえ、イギリスのキャッシュレス決済の状況と若年層への金融教育の内容を明らかにし、日本でのキャッシュレス決済を含む金融教育のあり方について検討していく。

---

(5) 一般社団法人キャッシュレス推進協議会「キャッシュレスロードマップ2021」(2021年3月31日) 75, 79頁 <<https://paymentsjapan.or.jp/wp-content/uploads/2022/02/roadmap2021.pdf>>（最終閲覧日2022年11月5日）。

(6) Access to Cash Review, 'The Access to Cash Review-Final Report' (2019) p. 54 <<https://www.accesstocash.org.uk/media/1087/final-report-final-web.pdf>> accessed 27 Nov 2022.

## 2. イギリスでのキャッシュレス決済の拡大と現金の確保

### (1) キャッシュレス決済の拡大と消費者の意識の変化

UK Finance が発表したデータによると、イギリス経済におけるデジタル化の進展に伴い、紙幣や硬貨を利用する現金取引の件数は減少しており、2017年には、デビットカードが現金を抜いて最も頻繁に利用される支払方法となった<sup>(7)</sup>。2021年には、すべての年齢層でデビットカード決済の利用が伸びており、その利用率は全決済のうち48%を占め、クレジットカードまで含めるとカード利用による決済は全体の57%を占めるようになった<sup>(8)</sup>。そのほかに、Faster Payment という24時間即時決済サービスにより、モバイル・バンキングなどを利用する消費者や事業者が増加している。特に消費者向けモバイル・バンキングは、残高確認だけでなく、支払いや生活費などの家庭における予算管理にまで利用できることから、これまで現金が担っていた役割を果たしていることになる<sup>(9)</sup>。また、イギリスの全成人のうち86%の人が少なくとも月に1回またはそれ以上の頻度で（コンピュータ、スマートフォン経由でのインターネット・バンキングや電話サービス経由などの）非接触型決済を利用している。これは、あらゆる年齢層において言えることで、65歳以上の定年退職者においても、10人中約8人（78%）が月に1回以上利用している。最も利用率が高いのは35-44歳で、10人中9人（92%）が定期的に利用している。非接触型決済のうちモバイル決済について、現時点では若年層の利用が顕著である

---

(7) UK Finance, 'UK Payment Markets Summary 2022' (2022) p. 7 <<https://www.ukfinance.org.uk/system/files/2022-08/UK%20Payment%20Markets%202022%20Contents.pdf>> accessed 18 Sep 2022.

(8) Ibid., p. 9.

(9) Ibid., p. 2.

が、今後10年間で、高齢者層の利用量が若年層に追いつくと予想されている<sup>(10)</sup>。

ところで、近年のキャッシュレス拡大の原動力として、新型コロナウイルス感染症の影響も少なからずあることがうかがわれる<sup>(11)</sup>。すなわち、新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐために、主要な繁華街で非接触型決済に対応する端末が広範囲に広がったこと、ロックダウンに伴いオンライン・ショッピングが増加したこと、そして、こうした体験を通じてキャッシュレス決済の手軽さと利便性を感じ、消費者の嗜好が変化したということが指摘されている<sup>(12)</sup>。

---

(10) Ibid., p. 4.

(11) HM Treasury, 'Cash and digital payments in the new economy: summary of responses' (2019) paras 2.19-2.23. この背景について、従来から現金の利用が多かった小売店では、感染経路となることが懸念されるとして、政府が、多くの小売業者に対して非接触型決済の利用を推奨したことが説明されている。そして、UK Finance (n 7) p. 2. では、現在、小売業者のほぼ3分の1 (32%) が非接触型決済方式で行われていることが紹介されている。

(12) イギリス国民の嗜好の変化を裏付けるものとして、消費者を対象としたオンライン調査「パンデミックによる現金利用の影響」(2020年4月)(LINK, 'Coronavirus Crisis means cash use down but UK still withdrawing £1billion from ATMs each week' <<https://www.link.co.uk/about/news/coronavirus-cash-usage-data/>> accessed 2 Sep 2022) がある。同調査では、①14%の消費者が、緊急時に備えてより多くの現金を自宅に保管している、②75%の消費者が現金の使用を減らしている。しかし、23%の消費者は、現金の使用量は同じかそれ以上となっている、③54%の消費者が、現金の使用を避け、別の支払い方法を利用している、④76%の消費者が、新型コロナウイルス感染症の流行が今後6ヶ月間の現金使用に影響を及ぼすと考えている、⑤51%の消費者が、カードの利用を増やしている、⑥44%の消費者が、より多くの非接触型/モバイル決済を利用している、⑦34%の消費者が、オンラインでの買い物を増やしている、⑧31%の消費者が、ATMの利用頻度を減らしている、⑨10%の消費者が現金で支払いたいが、現金が使えないと回答しているのを紹介している。

政府は、こうしたキャッシュレス決済の急速な利用拡大を受け止めて、すべての希望者が商品やサービスの代金をキャッシュレス決済という方法で支払うことを確実にしたいという意向を示した<sup>(13)</sup>。具体的には、消費者と加盟店にキャッシュレス決済がもたらすメリットについて周知するための啓蒙活動を政府主導で行ったり、インターネットやモバイル決済の普及に向けた取組みを行う教育キャンペーンを行うことが挙げられている<sup>(14)</sup>。

## (2) 現金の利用状況と消費者の意識

2007年に現金の利用率は全決済のうち61%であったのが<sup>(15)</sup>、先述のとおり、キャッシュレス決済の利用拡大が進み、前年比で毎年15%前後減少し続けた。そして、2020年には新型コロナウイルス感染症の影響により現金の利用量が前年比35%減と大幅に減少し、2021年には全決済のうち15%にまで激減している<sup>(16)</sup>。もっとも、一般消費者の中には、現金とキャッシュレス決済を併用する人が相当数おり<sup>(17)</sup>、また、利用量が減少しているものの現金はイギリスで2番目に人気のある決済手段であり<sup>(18)</sup>、多くの消費者の生活や事業活動において現金は依然として不可欠なものとされている。例えば、ある業界団体は、小売業者がキャッシュレス決済の受入れを大幅に増やしたが、4分の3以上の顧客が依然として現金を広く利用して

---

(13) HM Treasury (n 11) para 1.2.

(14) HM Treasury (n 11) para 1.6.

(15) UK Finance, 'UK Payment Markets Summary 2018' (2018) p. 4 <<https://www.ukfinance.org.uk/system/files/Summary-UK-Payment-Markets-2018.pdf>> accessed 18 Sep 2022.

(16) UK Finance (n 7) p. 9.

(17) HM Treasury (n 11) para 2.20.

(18) UK Finance (n 7) p. 9.

いると述べている<sup>(19)</sup>。また、収入100万ポンド未満の小規模な慈善団体に関して、74%の人々が慈善事業への寄付について現金を利用しており、現金での寄付に依存する傾向が強い<sup>(20)</sup>。

ただし、決済システム規制機関（以下「PSR」という。）<sup>(21)</sup>などの関係者は、現金利用者について、現金に依存する消費者グループと現金の利用を好む消費者グループとに区別することを試みている。その背景には、PSRの調査（調査は18歳以上の成人を対象に1,590人から回答を得ている）において、完全に現金に依存している消費者の割合は「低い」とされており、現金に依存していない消費者がほとんどとなっているという結果とともに、調査対象者の約4分の1（28%）は、主に家計における予算管理とともに、カード利用における不快感やセキュリティリスクを避けるために、現金にこだわりをもっていることが明らかにされていることにある<sup>(22)</sup>。

---

(19) HM Treasury (n 11) para 1.9.

(20) Access to Cash Review (n 6) p. 23; HM Treasury (n 11) para 2.15.

(21) Payment Systems Regulator (PSR) は、2013年3月に行われた財務省における審議会での議論を受けて、2013年金融サービス（銀行改革）法の下で正式に設立され、2014年から活動している組織である。同組織は決済システムを利用する企業や消費者の利益を促進し、決済における競争とイノベーションを促進する法定責任を負っている。とりわけ、イギリス国内のカード発行会社とほぼすべてのATM（現金自動預け払い機）を結ぶプロバイダー LINK が監督する ATM ネットワークの規制を担当している。金融監督機構（Financial Conduct Authority。以下「FCA」という。）の業務上独立した子会社であることから、活動にかかる費用は、FCA がまかなっている。

(22) BritainThinks 'Access to cash research with consumers and small businesses. Final report. Commissioned by the Payment Systems Regulator' (2019) p. 16. <<https://www.psr.org.uk/media/qnslp3ma/psr-access-to-cash-full-report-july-2019.pdf>> accessed 2 Sep 2022.

消費者団体である Which? が2018年に行った調査では、7人に1人が少なくとも1回はデビットカードやクレジットカードで支払えなくなるという不具合を経験している。そして、20人に1人は、そうした問題を複数回経験している<sup>(23)</sup>。また、2018年4月から2019年3月末までにFCAに対して、302件のシステム障害に関する重大事故が発生していると報告されている。このうち、例えば、2018年、10時間にわたるシステム障害が起こり、これにより、イギリス国内の170万人のカード会員アカウントに影響を与え、240万件の取引が処理不能になっているというトラブルが生じている<sup>(24)</sup>。

こうしたセキュリティ上の問題は、いったん問題が生じると、より大規模な被害が発生するという特徴がある。FCAは、近年、銀行等の金融機関に対する注目度の高いサイバー攻撃が数多く発生しており、2020年に日本で起こった大手キャッシュレス決済サービスと連携した銀行口座からの盗難について言及したうえで、「このような問題の増加に終止符を直ちに打つことはできない」と結論付けている<sup>(25)</sup>。

そして、キャッシュレス社会は、個人のプライバシーに影響を与える可能性がある。現金取引は匿名性が高く、金銭の流れを追跡することは難し

---

<sup>(23)</sup> Which?, 'More than seven million people blocked from card payments by IT glitches' (2019) <<https://www.which.co.uk/news/article/more-than-seven-million-people-blocked-from-card-payments-by-it-glitches-aVHPL018C7m6>> accessed 2 Sep 2022.

<sup>(24)</sup> VISA 'Letter to Nicky Morgan MP, Chair of the Treasury Committee, about service disruption on Friday 1 June' (2018) <<https://www.parliament.uk/globalassets/documents/commons-committees/treasury/Correspondence/2017-19/visa-response-150618.pdf>> accessed 2 Sep 2022.

<sup>(25)</sup> FCA 'Cyber and technology resilience in UK financial services' (2018) <<https://www.fca.org.uk/news/speeches/cyber-and-technology-resilience-uk-financial-service>> accessed 2 Sep 2022.



いが、キャッシュレス決済は個人を特定できる記録が残るため、金融機関がそうした情報を把握することで、銀行や金融規制当局に強力な権限を与えようと懸念している声がある。

以上のように、システムの不具合など障害に弱いキャッシュレス決済へ過度に依存することへの懸念から、現金を利用し続けている消費者が一定程度存在すると解される。別の団体の調査でも同様の結果が報告されており<sup>(26)</sup>、こうした区別は現実的なものであるといえるだろう。以下では、同区別において、とりわけ現金に依存する消費者に着目していく。

### (3) 脆弱な消費者にとっての現金の役割

ここ数年で現金の個人的な利用は減少しているものの、特に年齢が高いと自己申告した人たちが現金を利用する頻度は、ほとんどあるいはまったく変化のなかったことが示されている<sup>(27)</sup>。また、低所得者にとっても現金は重要な決済手段となっている。ある大学の調査によると、2013年から2014年の間に銀行口座を持たない者がイギリス国内には170万人以上いることが判明している<sup>(28)</sup>。そして、金融機関の関係者によれば、銀行口座を

---

<sup>(26)</sup> UK Finance (n 7) p. 4では、2019年に110万人の消費者が日常の買い物において「主に現金を利用した」と報告しているが、その大半はデビットカードを利用することができる者で、「必ずしもキャッシュレスを利用できないわけではない」と指摘している。

<sup>(27)</sup> HM Treasury (n 11) para 2.21.

<sup>(28)</sup> Friends Provident Foundation, University of Birmingham, 'Financial Inclusion Annual Monitoring Report 2016' (2016) p. 18 <<http://www.birmingham.ac.uk/Documents/college-social-sciences/social-policy/CHASM/annual-reports/financial-inclusion-monitoring-report-2016.pdf>> accessed 23 Sep 2022. なお、2021年に公表されたFCAの調査('Financial Lives 2020 survey: the impact of coronavirus' (2021) <<https://www.fca.org.uk/publications/research/financial-lives-2020-survey-impact-coronavirus>> accessed 7 Nov 2022)によれば、約120万人の人が銀行口座を有していない。

持たない者の半数強は、年間所得が5,000ポンド以下であり、24%の人が年収5,000ポンドから10,000ポンドの間に位置しており、年収10,000ポンド以下の低所得者が予算管理ツールとして完全に現金に依存していることを指摘している<sup>(29)</sup>。なお、高所得者層で現金を予算管理ツールとして利用しているのは、2.5%未満となっている<sup>(30)</sup>。

報告書「Access to Cash Review」(2019年)では、「デジタルの利便性が高く、多くの人にとって、キャッシュレス決済が第一の選択肢となっている」と示す一方で、約800万人の成人(人口の17%)が「現金のないキャッシュレス社会への対応に苦慮している (struggle to cope in a cashless society)」と述べている。そして、以下に示すグループや状況にある人々が、決済のキャッシュレス化によって不利益を被る可能性があることを明らかにしている<sup>(31)</sup>。

- ・「低所得者」(デジタルアクセスが少ないため、予算管理を現金に頼る可能性が高い。)
- ・「高齢者」(全高齢者のうち53%が「現金主義者」であり、また、デジタル環境から排除される傾向が高い。)
- ・「身体的・精神的な問題を抱える人々」(暗証番号を覚えるのが難しい人、デジタルシステムを使うのが難しい人、強迫的な支出を抑えるのが難しい人、「現物」の現金でないと使いすぎてしまうのではないかと心配な人、他人に日用品の購入をお願いする人などが想定される。)
- ・「経済的に疎外されている人」(銀行口座を持たない者=デビットカードを持たない者となり、そうした者が130万人(人口の7%)存在する。これには、特に、イギリスに来たばかりの者、ホームレス、極度

---

(29) HM Treasury (n 11) para 2.13.

(30) Access to Cash Review (n 6) p. 12.

(31) Ibid., p. 4.

の貧困にあえぐ者が該当する<sup>(32)</sup>。)

- ・「デジタル接続が不十分な地域に住む人々」(地元の店やサービスでカードが使えない地域の人々)

同報告書によると、社会から現金がなくなると困るという者が47%いることが明らかにされている(対象者は約2,000人で、「問題ない」と答えたのは34%、「わからない」と答えたのは19%である。)<sup>(33)</sup>。ただし、この47%は、現金の「必要性」や「好み」のレベルが異なる以下のグループで構成されている。

- ・14%「現金は私の生活に欠かせないもので、全く対応できない。」
- ・22%「どのように対処したらよいかわからない。現金は私の生活にとって非常に重要である。」
- ・50%「対処するだろう。しかし、現金を失うことで大きな不便を感じる。」
- ・14%「対処できる。現金を失うのは些細なことだ。」

特に、上記の「現金は生活に欠かせない」「現金が生活に非常に重要」と回答する消費者にとって、現金は個々の消費者の自立の象徴であると言われている。BBCによれば、生活費の高騰を受けて、自ら厳しく予算管理を行うために2022年には現金の引出しが増加しており<sup>(34)</sup>、こうした現象からも物理的に現金を手元に置くことが支出額を抑制することの最も容易で効率的な予算管理ツールであるといえる。そして、高齢者や社会的弱者

---

<sup>(32)</sup> FCA, 'The financial lives of consumers across the UK Key findings from the FCA's Financial Lives Survey 2017 (updated 2020)' <<https://www.fca.org.uk/publication/research/financial-lives-consumers-across-uk.pdf>> accessed 7 Nov 2022.

<sup>(33)</sup> Access to Cash Review (n 6) p. 45.

<sup>(34)</sup> BBC, 'Cost of living: People turning back to cash as prices rise', by Noor Nanji & Angela Henshall, 8 Aug. 2022 <<https://www.bbc.com/news/business-62437819>> accessed 21 Sep 2022.

が社会的機会を得るための手段として現金が利用されていることから、多くの弱者にとって依然として現金は不可欠な決済手段であり、キャッシュレス決済を利用できない者は社会から取り残される危険性がある。先の報告書でも示されていたように、とりわけ、低所得世帯、インターネットを持たない、あるいは、使えない人々は、現金に依存する傾向が強い。これを裏付けるように、新型コロナウイルス感染症が猛威をふるっているときにも貧困層の多い地区での ATM からの現金引出量の減少率は低く、現金利用量は減少していないことがうかがわれる。反対に、イギリスの中核都市にある選挙区（ロンドン、ウェストミンスター、グラスゴーセントラル、ホルボーン、セントパンクラスなど）など一般的に貧困層ではないとされる地域では、ATM からの現金引出量は減少しており、現金利用量の減少がうかがえる<sup>(35)</sup>。

現金決済が欠かせないことにつき、低所得者という理由のほかにも、農村部では、キャッシュレス決済のインフラが整っていないために現金以外の支払い方法を受け付けられないことだけでなく、観光客や長期間滞在する人が主な支払い方法として現金を利用することが多いこともあり、完全に現金取引を廃止する訳にはいかない状況が見られる<sup>(36)</sup>。こうした事態を受け止めて、政府は、現金が必要な人が現金にアクセスできるようにするための最良の方法を検討していくことを示している<sup>(37)</sup>。

#### (4) 現金へのアクセスを維持するための対策

財務省は、さまざまな政府機関や規制当局により、現金が必要な人が

---

<sup>(35)</sup> Jamie Evans and Steve Browning, 'Protecting access to cash', (2021) House of Commons Library CBP No. 9054, p. 9.

<sup>(36)</sup> HM Treasury (n 11) para 2.11.

<sup>(37)</sup> HM Treasury (n 11) para 1.10.

確実に現金にアクセスできるようにする必要性が強調されたことを受けて、現金インフラを包括的に監督するための「合同当局現金戦略（Joint Authorities Cash Strategy：JACS）」グループを設立した。参加メンバーは、PSR、FCA、イングランド銀行であり、同グループは、日常生活で現金に頼る最も脆弱な人々が社会のあらゆる部分において問題なく過ごすことができる「金融包摂」を実現するために、関連法の改正や予算の計上などを行っている<sup>(38)</sup>。金融包摂とは、デジタルと金融の一体化を目指すもので、これには、消費者が日常生活において問題なく現金取引をすることを可能とするにとどまらず、事業者にとって現金取引のインフラを維持していくことが負担のないような形で支援されることも含まれている。具体的な取組みとして以下のものが展開されている。

#### ① ATM の維持

2017年には、デビットカードが現金を抜いて主な決済手段となり、現金の需要が減少したことで、現金インフラを提供する経済的なインセンティブが低下している。

ATM（現金自動預払機）の台数は、2013年から徐々に減少しており、2019年に21億台あったのが、2020年には新型コロナウイルス感染症の流行による影響もあって12億台と大きく減少している。なお、手数料が無料のATM（Free-To-Use：以下「FTU」と表記する。）の数は全体の95%程度であり、残りは手数料のかかるATM（Pay-To-Use：以下「PTU」と表記する。）となるが、PTUは、2018年には4,600万台だったのが2019

---

<sup>(38)</sup> HM Treasury, 'Financial Inclusion Report: 2020-2021' (2021) <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/1038537/Financial\\_Inclusion\\_Report\\_2020-21.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1038537/Financial_Inclusion_Report_2020-21.pdf)> において、現状の取組状況が示されている。

年には7,300万台と増加傾向にある<sup>(39)</sup>。なお、手数料の有無は日本のATMの仕組みと同じである。すなわち、銀行の支店内にあるATMは銀行所有のものであることから手数料が無料になるが、銀行の支店がないところでは、ATMを運営する民間事業者がATMを設置することになるので、引出しに手数料のかかるPTUが設置されることとなる。そのため、銀行の商業的判断により支店を閉店している地域では、FTUが急速に姿を消しつつあり、代わりにPTUが増加しており、この傾向は貧困な地域で顕著に見られる<sup>(40)</sup>。

こうした、利用者にATM利用料を負担させたり、ATMを撤廃するという動きに対して、政府は、現金取引の利用が必要な顧客の現金へのアクセスを支援するために、2018年4月から2021年3月までに3億7,000万ポンドを予算として割り当てた<sup>(41)</sup>。それにより、郵便局が主要市中銀行と商業的に合意し、郵便局の11,500の支店において日常的な銀行サービスを提供できるようになった<sup>(42)</sup>。これは、イギリス人口の99.7%は最寄りの郵便局から3マイル以内、93%は1マイル以内に住んでいるという現状を利用したものである<sup>(43)</sup>。

また、イギリス国内のカード発行会社とATMを結ぶプロバイダーであるLINKは、2006年から展開していた金融包摂プログラム（Financial Inclusion Programme）を強化し、消費者が必要とする限り、現金への無

---

(39) LINK, 'Statics and Trends' <<https://www.link.co.uk/about/statistics-and-trends/>> accessed 30 Sep 2022.

(40) ゴットフリート・レイブラント=ナターシャ・デ・テラン『教養としての決済』（東洋経済新報社、2022年）68頁。

(41) Harriet Clark, Lorna Booth, 'Post office numbers' (2022) House of Commons Library CBP No. 2585, p 7.

(42) HM Treasury (n 11) para 2.5.

(43) Ibid., para 1.10.

料アクセスを維持するとした。具体的には、2019年までに、1,800を超える遠隔地や貧困地域において、それまで設置していなかったFTUを銀行に設置してもらったり、ATMを運営する民間事業者に対して財政的補助金を提供して、PTUの手数料を抑えることを求めた。また、1キロメートル以内に他のFTUがない場所に設置されたFTUを確保するために、利用が少ないFTUには1回の利用ごとに最大2.75ポンドの奨励金が提供されるようになった<sup>(44)</sup>。さらに、2021年に、PSRは2013年金融サービス（銀行改革）法54条に基づく権限を行使して、第2次特定指針8（Specific Direction 8）を提案し、LINKに対し、ATMに関する適切な方針・措置及び報告義務を課し、今後数十年間は（手数料無料の）ATMの設置を維持し、利用者のニーズを満たすよう求めた。なお、LINK理事会はこれに応じている<sup>(45)</sup>。

## ② キャッシュバックという手段

2019年に引き出された現金の90%はATMで提供されたものだが、残りの10%はキャッシュバック<sup>(46)</sup>を通じて提供されたものである。2019年に行われたキャッシュバックは1億2,300万件で、金額にして、総額38億ポンドにのぼる。もっとも、この方法による平均引出額は、ATMや郵便局の各支店で引き出される額よりも低く、1回あたり約31ポンドで

---

(44) LINK, 'Financial Inclusion' <<https://www.link.co.uk/initiatives/financial-inclusion>> accessed 4 Nov 2022.

(45) PSR, 'Second annual review of Specific Direction 8' (2021) <<https://www.psr.org.uk/publications/policy-statements/second-annual-review-of-specific-direction-8-2021/>> accessed 4 Nov 2022.

(46) なお、日本では「キャッシュアウト」と呼ばれているが、イギリスでは「cash back」と呼ばれていることから、ここではあえて「キャッシュバック」と表示することにする。

あった<sup>(47)</sup>。2020年、キャッシュバックの普及を促進するため、VISA や Mastercard などのカード会社は、小売業者に対して1取引あたり12ペンスのインセンティブを提供すると発表した<sup>(48)</sup>。

ところで、従前、キャッシュバックは、デビットカードやクレジットカードで商品やサービスを購入する際に利用することから、カードスキームの規則すなわち、第2次EU決済サービス規則（Payment Services Regulations 2017<sup>(49)</sup>）により、カードによる支払いとして扱われていた。その結果、例えば、利用者の銀行口座から20ポンドが引き落とされたが、小売業者からは10ポンドの現金しか受け取っていないなどのキャッシュバックに失敗した場合で、利用者が小売業者などの加盟店を通じて問題を解決できない場合には、カード発行会社（銀行を含む）を通じて解決を求めることになる<sup>(50)</sup>。そのため、イギリス国内の第2次決済サービス規則に由来する現行法の下では、例えば、コンビニエンスストアやスーパーマーケットなどの加盟店が、利用者にキャッシュバックを提供する場合、a) 加盟店は、規制されたサービスを提供するためにFCAに登録もしくは認可されているか、または、b) 加盟店は、アクワイアラー（例えば、小売業者の決済サービス会社など）や顧客のカード会社などの決済サービスプロバイダの代理人として行動するためにFCAの認可を受けるか、もしくは、登録することが義務付けられていた<sup>(51)</sup>。これは、最大手の小売業者でさえも大きな負担となっていた。この点につき、FCAは「クレジットサービス」を商品または役務の対価としての支払いと定義し、2021年1

---

(47) HM Treasury, 'Access to Cash: Call for Evidence' (2020) para 3.26.

(48) Ibid., para 3.31.

(49) 第2次EU決済サービス規則4条1項b号において、支払銀行からの現金引出しが、決済サービスの一類型として規定されている。

(50) HM Treasury (n 47) para 3.28.

(51) HM Treasury (n 47) para 3.29.



月より、キャッシュバックを適用除外として、登録等の義務が不要となった（FCA, PERG 15 Annex 3 paragraph (e)）。

それ以上にキャッシュバックの普及を妨げていた要因は、キャッシュバックはカード決済の一種としていたことから、買い物をした場合にのみに現金の引出しが認められており、購入の伴わないキャッシュバックは認められていないという点であった<sup>(52)</sup>。

そこで、政府は、購入の伴わないキャッシュバックは、将来的に現金利用者にとって貴重な手段となる可能性があり、イギリスの現金インフラにおいて重要な役割を果たし、さらに地域の現金リサイクルを支援するという利点があるという見解の下<sup>(53)</sup>、2021年4月、金融サービス法（Financial Service Act 2021（2021 c. 22））の修正案を受け入れ、購入の伴わないキャッシュバックが認められることとなった（44条：Payment services and the provision of cash）<sup>(54)</sup>。

### ③ 店舗における現金の受入れ

現金の引出しができることに加え、そもそも現金を使った取引ができることは、現金システムが適切に機能するために不可欠である。特に、現金の利用量が減少するにつれて、加盟店にとって現金の取扱いにかかる相対的なコストの増加が予想される。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐために社会的距離をとるという施策が、現金を取り扱うことに対して一時的または永続的にマイナスの影響を及ぼしている可能性がある。

もっとも、政府は店舗に対して現金の受入れを義務付けることは適切で

---

<sup>(52)</sup> HL Deb 19 April 2021, vol 811, col 1698.

<sup>(53)</sup> HM Treasury (n 47) para 3.32.

<sup>(54)</sup> Ali Shalchi, 'Financial Services Act 2021' (2021), House of Commons Library CBP No. 8705.

はないと考え、現金決済かキャッシュレス決済か、どのような決済手段を受け入れるかは小売業者の裁量に任されている。なお、PSR が2019年に委託した調査では、中小企業の54%が現金を受け入れていると示されたが、宿泊・飲食セクターの小規模事業者では、現金を受け入れていないのは、わずか9%であることが示されている。このように様々な要因が、事業者が現金を支払形態として提供することを動機付け、また阻害していることから、一律に対応することは適切でなく、政府は、現金受領のインセンティブを高めるための選択肢を探っているところである<sup>(55)</sup>。

### 3. イングランドでの若年層に対する金融教育と キャッシュレス決済による変化

キャッシュレス決済の推進には、インフラ整備だけでなく、教育面でのサポートも重要であることが国内で認識されている。以下では、イングランドでの金融教育とキャッシュレス決済の影響について整理していく。

#### (1) イングランドでの金融教育の変遷

2000年金融サービス市場法の制定に伴い、一人ひとりが金融に関する決定についてこれまで以上に自己責任を負うことが要請されるようになった。そこで、金融サービス機構（Financial Service Authority。現在はFCAに改組）が2005年に金融リテラシー調査を行ったところ、多くの国民は退職や所得の低下などの不測の事態に対応できるよう計画を立てられていないという結果が明らかになり<sup>(56)</sup>、2006年3月にFSAは金融能力の

---

<sup>(55)</sup> HM Treasury (n 47) paras 5.2-5.4.

<sup>(56)</sup> FSA, 'Levels of Financial Capability in the UK: Results of a baseline survey' (2006)  
<<https://financialhealthexchange.org.uk/wp-content/uploads/2015/11/Levels-of>

ための国家戦略（National Strategy for Financial Capability）を発足させた<sup>(57)</sup>。

また、APPG<sup>(58)</sup>は、金融サービスへアクセスできることは、消費者であることの基盤であると認識し、初等教育レベルでの金融教育を必修化することを勧告している<sup>(59)</sup>。すなわち、金融能力を高めることで、人々が日々のお金をうまく管理し、将来得られる機会を活用できるようになり、ひいては雇用の基盤になるという認識が示されている<sup>(60)</sup>。反対に、金融能力の欠如は、借金、詐欺、金融虐待の増加につながり、また、高等教育からの脱落など機会損失にもつながるとする。ある調査によれば、金融教育の欠如による悪影響が幼少期から顕在化しているものとして、ギャンブル依存を挙げており、11歳から16歳の約55,000人が依存症予備軍に分類されるギャンブラーとなっていることが紹介されている<sup>(61)</sup>。

---

financial-capability-in-the-UK-Results-of-a-baseline-survey.pdf> accessed 7 Nov 2022.

(57) 春井久志「イギリスにおける金融能力のための国家戦略」パーソナルファイナンス学会年報 114-116頁（2011年）。

(58) 若者のための金融教育に関する党内議員連盟（All-Party Parliamentary Groups on Financial Education for Young People: APPG）は、2011年に発足し、150名の国会議員を擁する最大級の組織であり、金融教育に関わる諸問題について国会を主導している。APPGは、すべての若者がその背景を問わず、十分な情報を得た上で金融に関する意思決定を行えるようにするためのフォーラムを提供することを目的としており、特に、初等教育における金融教育をいかにして最大化するかということに強い関心を持っている。

(59) APPG, 'Inquiry on Primary-school aged financial Education', (2021) pp. 10-11 <<https://www.young-enterprise.org.uk/wp-content/uploads/2021/07/Inquiry-on-primary-school-aged-financial-education-Report.pdf>> accessed 7 Nov 2022.

(60) Ibid., p. 15.

(61) Gambling Commission, '2019 Young People and Gambling report' (2019) <<https://www.gamblingcommission.gov.uk/news/article/gambling-commission-publishes-the-2019-young-people-and-gambling-report>> accessed 7 Nov 2022.

学校教育の場では、イングランドのナショナルカリキュラム<sup>(62)</sup>において金融教育がはじめて登場したのが2014年で、中等教育におけるシチズンシップ教育<sup>(63)</sup>のシラバスの一部であった<sup>(64)</sup>。今日では、教育省は、児童が金銭を管理し、健全な金融上の決定を下せるように準備することの重要性を認めており<sup>(65)</sup>、シチズンシップ教育のほか、必修科目である算数や数学、選択科目である PSHE 教育（Personal Social Health and Economic Education：人格，社会性，健康，経済教育。日本の保健・道徳に相当する科目である。）において金融教育が行われている。もっとも、金融教育プログラムにおいて中心となるトピックは、以下に示すフレームワークからも察することができるように、多くの教科によって支えられるべきものであるというのが現場での共通認識である。例えば、Young Money の最高執行責任者であるラッセル・ウィナード氏は、科目横断的なアプローチ

---

⑥2 ナショナルカリキュラムとは、日本でいう学習指導要領に相当するもので、1988年制定の教育法により導入され、1989年より実際にイングランドの学校で実施されているものである。概要について、横尾俊＝渡部愛理「イギリスにおけるナショナルカリキュラムとそれへのアクセスの手だてについて」世界の特別支援教育24号43頁以下（2010年）参照。

⑥3 シチズンシップについて、中等教育においては、2002年から必修科目として導入されたが、初等教育での実施は、各学校の裁量に委ねられている。詳細について、経済産業省「シチズンシップ教育と経済社会での人々の活躍についての研究会報告書」（平成18年3月）10頁以下参照 <[www.akaruisenkyo.or.jp/wp/wp-content/uploads/2012/10/hokokusho.pdf](http://www.akaruisenkyo.or.jp/wp/wp-content/uploads/2012/10/hokokusho.pdf)>（最終閲覧日2022年10月20日）。

⑥4 中等教育カリキュラムに金融教育が盛り込まれたことについて、一部では「画期的な出来事」として歓迎されたが、他方、例えば、Money Charity（1994年から設立されたイギリス人の金融能力の引き上げを目的とした慈善団体である。）は、「ピュロリック・ウィン（pyrrhic victory）」（犠牲が多くて、ひきあわない勝利）と表現し、十分ではないことを強調している。

⑥5 UK Parliament, 'Written Question for Department for Education' (2021) <<https://questions-statements.parliament.uk/written-questions/detail/2021-03-11/167382/>> accessed 7 Nov 2022.

を強く支持しており、同氏がこれまでに見た金融教育の授業の中で最も優れていたのは、演劇の授業であったと語っている<sup>(66)</sup>。ただ、このように金融教育を効果的に行うためには、科目の横断が必要になることがわかるものの、実際にそういった協力体制を一律に整えるには、現状では困難といえるだろう<sup>(67)</sup>。

また、金融教育の重要性を訴える人々にとって、金融教育の多くが選択科目で行われているということは長らく懸案事項とされている。なぜなら、選択科目は、他の必修科目に圧迫され、必然的に時間割の容量が制限されるからである。新型コロナウイルス感染症の流行以降、カバーしなければならない内容が増加していることから、選択科目に対する圧力はさらに大きくなっており、選択科目に割く時間はさらに減少すると思われる。そして、必修科目でない場合には、必要なレベルの人材確保、教師の訓練、優先順位付けができていないことから教育内容にはばらつきがあり、特に、イギリスの地方や沿岸部では、予算や人材確保が難しく、金融教育が十分に提供されていない<sup>(68)</sup>。また、私立学校(non-local authority-maintained schools)は、国のカリキュラムに従うことを要求されていないことから<sup>(69)</sup>、必ずしも金融教育に時間を割く必要はないことになっている。

---

(66) Bank of England, 'Financial Education in a digital world' (2022) <<https://www.bankofengland.co.uk/quarterly-bulletin/2022/2022-q1/financial-education-in-a-digital-world>> accessed 7 Nov 2022.

(67) 2021年3月、教育大臣は、数学のカリキュラムについて、生徒がお金を管理する能力を支えることになる算数やお金を使った計算に重点を置いていと述べており、また、2021年6月には、「初等学校での優先事項は、すべての子供が金銭を管理できるようにするために、算数の基礎をしっかりと身につけることである」と述べている。もっとも、これは教育分野における単独での判断であり、財務省との協力体制が整っているわけではない。

(68) APPG (n 59) p. 4.

(69) APPG (n 59) p. 13.

さて、ナショナルカリキュラムに沿った場合、イギリスの義務教育は、5歳からはじまり16歳までとなっており、Key Stage 1（5～7歳）、Key Stage 2（8～11歳）、Key Stage 3（12～14歳）、Key Stage 4（15～16歳）と区切られ、その内容が定められている。これにあわせて、イングランドでは、YOUNG Money という団体（以前は Pfeg と呼ばれていた団体）が、Youth Financial Capability Group (YFCG) と共同で初等・中等教育機関向けの「金融教育計画フレームワーク」（金融教育の学習教材）を作成しており、学校教育の場で活用されている<sup>(70)</sup>。同教材は、Pfeg 時代に発行された Learning About Money Primary Planning Framework (2012)（【図3】）を改訂して作成された3～11歳を対象とする学習フレームワーク（【図1】）と、新たに作成された11～19歳を対象とする学習フレームワーク（【図2】参照）がある。

3歳から5歳段階	5歳から7歳段階	7歳から9歳段階	9歳から11歳段階
お金の管理の仕方 (How to manage money)			
お金の認識	硬貨と紙幣の価値	支払方法 (例) デビットカード クレジットカード オンライン決済	外貨通貨
	お金の記録	お金の記録	簡単な金銭管理
批判的な思考のできる消費者になる (Becoming a critical consumer)			
支払いの選択	貯金と利用の選択	貯金と利用の判断	貯金と利用に対する影響
貯金の選択	必要性和欲求	貯金と利用の優先順位	お金の価値
お金に関するリスクと感情の管理 (Managing risks and emotions associated with money)			
お金の安全な保管	お金の管理	銀行口座の利用	お金の保護
お金に関する感情	貯金	お金の貸し借り	貯金と借金
我々の生活においてお金が重要な役割を担っていることへの理解 (Understanding the important role money plays in our lives)			
お金の利用	お金をどこから得るのか	お金を稼ぐ	仕事とお金の関連性
	お金の歴史	他者を助ける	より広範なコミュニティ

【図1】金融教育の学習フレームワーク（3歳から11歳）<sup>(71)</sup>

(70) 鎌田浩子「イギリスにおける金融教育」鉤路論集47号43頁（2015年）。

(71) The Money Charity, 'Financial Education Planning Framework 3-11 years' (2020)

イギリスでのキャッシュレス決済の拡大と若年層に対する金融教育

11歳から14歳段階	14歳から16歳段階	16歳から19歳段階
お金の管理の仕方 (How to manage money)		
金融に関連する書類作業と予算	計画と予算	計画と予算
貯金と借金	計画的貯金と借金	支払い, 借金, 貯金
批判的な思考のできる消費者になる (Becoming a critical consumer)		
広告, 仲間, メディアからの影響	消費者の権利と責任	責任をとる
金融に関する決定	金融上の決定における情報と助言の活用	金融アドバイスの模索
金融商品	金融商品の比較	金融商品の選択
お金に関するリスクと感情の管理 (Managing risks and emotions associated with money)		
詐欺と個人情報の窃取	詐欺と個人情報の窃取からの回避	詐欺と個人情報の窃取からの保護
リスクとリターン	リスクマネジメント	金融リスクの認識と減少
様々なタイプの保険	リスクに対する保険	法律上の金融支援
我々の生活においてお金が重要な役割を担っていることへの理解 (Understanding the important role money plays in our lives)		
仕事の世界と将来の経済的幸福	仕事, 収入, 控除	仕事, 人生の選択, 金融計画の結び付き
個人の資産と税金	個人資産と経済的シズンシップの関係	より広範な世界と個人的及び経済的結び付き
自身の将来への投資	長期的金融計画	次の段階

【図2】2022年のフレームワーク (11歳から19歳)<sup>(72)</sup>

<<https://themoneycharity.org.uk/media/Financial-Education-Planning-Framework-for-Primary.pdf>> accessed 20 Oct 2022.

<sup>(72)</sup> The Money Charity, 'Financial Education Planning framework 11-19 years' (2018) <<https://themoneycharity.org.uk/media/Financial-Education-Planning-Framework-for-secondary.pdf>> accessed 7 Nov 2022.

Early Years Foundation Stage 3～5歳段階	Key Stage 1 5～7歳段階	Key Stage 2 7～9歳段階	Upper Key Stage Two 9～11歳段階
お金の管理の仕方 (How to manage money)			
お金の認識	お金の価値と利用上の注意	現金のみが支払でないこと	信用と負債
お金の使い方	お金の記録の重要性	簡単なお金の記録と予算	公的な記録システムと簡単な家計管理
—	—	—	外貨通貨
批判的な思考のできる消費者になる (Becoming a critical consumer)			
商品の選択と支払	お金の使い道の選択	人々の消費と貯蓄の選択の影響	他人やメディアの影響
—	ニーズとウォンツを考える	お金の価値	お金の価値に見合った情報の活用
—	—	—	費用・価格・利益の違い
リスクと感情の管理 (Managing risk and emotions)			
お金を安全に保つ	お金を無くしたり盗られたりしたら	預金口座	インターネット詐欺の対策
お金に関わる情報	貯蓄とその効果	お金の貸し借り	信用・債務・借入・貯蓄の違い
—	—	—	保険による保障
金融が人々の生活で果たす役割 (How finance plays an important part in people's lives)			
—	お金をどこから得るのか	人々の仕事と職業	学習と仕事・将来の経済的豊かさとの関係
—	—	チャリティの役割	より広範なグローバルなコミュニティ
—	—	—	退職後の必要なお金

【図3】学習内容のフレームワーク（3歳から11歳）<sup>(73)</sup>

## (2) 初等教育における金融教育の重要性

近年、国会議員等から、初等教育における金融教育の優先順位を上げるよう求める声が高まっている。例えば、2021年4月、貴族院連絡委員会は、「学校や高等教育機関における金融教育を支援するために、長期的な資金を確保すること」を提言している。2021年5月には、38名の国会議員・貴族が、イギリスのすべての子どもが高品質で効果的な金融教育を受

73) 鎌田・前掲注(70)44頁より転載一部加筆。



けることを求める共同政策声明に署名した。この声明では、早期介入型の金融教育をイギリスの初等教育カリキュラムに位置付け、PSHE およびシチズンシップ教育の中で教えるべきだと主張している。また、貯蓄・投資部門から回収される予定であるにもかかわらず未だ請求されていない資産について、イギリス中のすべての初等教育就学児童が効果的で質の高い金融教育を受けられるようにするために活用することを提唱している<sup>(74)</sup>。

初等教育の必要性が主張されている背景として、イギリスの平均的な子どもの環境が挙げられる。すなわち、7歳で親からお小遣いとして金銭を受け取り、8歳で携帯電話を持つようになり、10歳でオンライン取引を行うようになる。このとき、オンライン取引における決済手段として、5分の1の子どもが両親または年上の兄弟姉妹のクレジットカードを利用している。そして、11歳で、銀行口座を開設できるようになり、はじめてデビットカードを持てるようになる。18歳になって、学校卒業前にクレジットカードや学生ローンの申請ができるようになる<sup>(75)</sup>。

こうした状況にもかかわらず、イギリスの人口の大部分は、効果的な金銭管理に必要なスキルと知識を欠いていることが調査によって明らかになっている。ある団体の調査によると、新型コロナウイルス感染症流行の影響を受ける前から、約1,700万人（現役労働者の約40%）は100ポ

---

(74) APPG (n 59) p. 4. APPG はまず、2011年に「金融教育とカリキュラム」(Financial Education and the Curriculum) を発表し、初等教育における金融教育の提供が少ないことを報告し、教員研修など、教員と生徒の双方に質の高い教材を提供するよう提言した。そして、2016年に「学校における金融教育」(Financial Education in Schools: Two Years on - Job done?) をまとめた。そこでは、子どもたちがお金の概念に慣れ親しむ上ではより低年齢での教育が重要であるとし、そのためには小学校教育が妥当であるとして、初等教育段階での金融教育の必修化を提言してきた。そして、今回の提言につながっている。

(75) The Money Charity (n 72) p. 1.

ンドに満たない貯蓄しか持っておらず、また約900万人の成人が、食料の購入や請求書の支払いのために深刻な借金を抱えているという推定が示されている<sup>(76)</sup>。こうした状況下において、新型コロナウイルス感染症発生に起因する経済的ショックは、さらに何百万もの人々を経済的な不安に陥れることとなった。2020年10月までの間に、経済的回復力の低い成人が350万人増加し、810万人が将来借金をする見込みとなった。また、労働年金省が後援する金融サービス業界と年金基金への賦課金で運営されている独立機関であるマネー・アンド・ペンション・サービス (Money and Pensions Service : MaPS) によると、子どもや若者の58%がお金の管理に自信がないと感じていることが示されている。18歳から24歳のほぼ4分の1は、貯蓄が100ポンド以下であり、食費や請求書などの日常的な必需品を購入するためにクレジットカードや当座貸越、借入を頻繁に利用している<sup>(77)</sup>。さらに、新型コロナウイルス感染症が、若者のお金に関する不安を増大させた。新型コロナウイルス感染症の流行以前から、イギリスの10代の96%は毎日お金の心配をしていると回答していたが、London Institute of Banking and Finance が2021年に発表した「Young Person's Test of Money Index」では、10人に6人の若者が新型コロナウイルス感染症による経済の落込みによってお金に対する不安が高まったと回答している<sup>(78)</sup>。

---

(76) Money Expert, '40% of Working Age Britons Have Less Than £100 in Savings' <<https://www.moneyexpert.com/news/40-working-age-britons-less-100-savings/>> accessed 20 Nov 2022.

(77) Financial Capability, 'Building the financial capability of UK adults' (2018) pp. 3-5 <<https://maps.org.uk/wp-content/uploads/2021/03/adult-financial-capability-survey.pdf>> accessed 20 Nov 2022.

(78) London Institute of Banking and Finance, 'Young Persons' Money Index 2020-21' (2021) <<https://www.libf.ac.uk/docs/default-source/financial-capability/young->

こうした状況を捉えて、政府は MaPS と緊密に連携し、2021年に「金融ウェルビーイングのためのイギリス戦略」<sup>(79)</sup>において、2030年までに「有意義な金融教育」を受ける子どもや若者の数を現在の480万人から680万人に増加させることを目指すことを公表した。同戦略では、より多くの教師に金融教育を教えるための自信、スキル、知識を与えること、学校が異なる年齢の子どもたちのグループに対してより印象的な金融教育を行うことなど、多くの改革を打ち出している。そして、より多くの子どもたちが家庭でお金を管理する経験を積み、責任を持てるような方法を模索し、特に介護経験のある若者や現在介護を行っている若者、障害のある若者など、弱い立場にある子ども・若者たちへの特別な支援を求めている。

### (3) 現金の減少による学校教育への影響

現在、若者を取り巻くキャッシュレス決済の状況は広がりを見せている。例えば、スーパーマーケットやコンビニエンスストアでポテトチップスを購入する場合、店員に携帯電話を見せるだけで決済できるようになっており、学校の食堂でも同様にキャッシュレス化が進んでいる。また、2022年1月に発表されたバークレイズの調査によると、22%の親が、子どもに現金ではなく銀行振込みでお小遣いを渡していることが明らかにされている<sup>(80)</sup>。さらに、MaPSの公表する「Financial Capability of Children

---

persons-money-index/young-persons-money-index-2020-21.pdf> accessed 21 Oct 2022.

<sup>(79)</sup> Money & Pensions services, 'The UK Strategy for Financial Wellbeing 2020-2030' (2020) <<https://moneyandpensionservice.org.uk/wp-content/uploads/2020/01/UK-Strategy-for-Financial-Wellbeing-2020-2030-Money-and-Pensions-Service.pdf>> accessed 21 Oct 2022.

<sup>(80)</sup> Barclays, 'Piggybank Boost: Kids Set To Receive Pocket Money Pay Rise In 2022' (2022), <<https://home.barclays/news/press-releases/2022/01/piggybank-boost-kids-set-to-receive-pocket-money-pay-rise-in-200>> accessed 21 Oct 2022.

and Young People 2019 Survey」によると、7～11歳のうち、半数以上は、親がオンラインや携帯電話で支払いをするのを見たことがあり、また、ほぼ4分の1はオンライン決済をした経験があり、そのうちの3分の1以上が大人の監視なしにオンラインで買い物をした経験があることがわかった<sup>(81)</sup>。

こうした状況から、現金からよりデジタルな取引への移行に関して、若い人たちに関して心配する必要がないと考えられるかもしれない。しかし、これまで多くの子供たちが家庭や教室で初めて金融教育に接するとき、必ずと言っていいほど現金が登場していたところへ、キャッシュレス化が急速に進んでいることから、次のような弊害が生じてきている。例えば、初等教育において、従来、生徒たちは硬貨を使って足し算と引き算の基本を学び、学習が実生活の役に立つと実感させていたことが、子どもたちがお金やその価値について物理的な概念を持たなくなると、そうした教育が子どもたちに一切インパクトを与えなくなってしまうことになる。また、幼い頃から「お金」という概念に触れているものの、子どもたちは貯金箱やお小遣いなどの経験をすることなく成長していくことから、貯金や予算管理という能力を身に付けることが非常に難しくなるのではないかということが、教師や親にとって深刻な問題として捉えられている。

以上のように多くの子どもたちの初期の金融教育において現金が担ってきた役割を考えると、現金の利用が減少していることは、従来の金融教育の在り方を考え直す時機にあるという認識がイングランドにおいて広がっている。

---

(81) APPG (n 59) p. 17; MaPS 'Financial capability of Children and Young People 2019 Survey Technical Report' (2021) <<https://moneyandpensionservice.org.uk/wp-content/uploads/2021/05/financial-capability-of-children-and-young-people-2019-survey-technical-report.pdf>> accessed 4 Nov 2022.

また、金融能力開発センター（The Centre for Financial Capability）<sup>(82)</sup> は今回の新型コロナウイルス感染症による経済的ショックを受けて、次の世代に若いうちから積極的な貯蓄習慣を身に付けさせることの重要性を述べている。なかには、新型コロナウイルス感染症流行により、若年層は教育的後退ということを経験するにとどまらず、キャッシュレス社会からも後退させることになるという懸念が示されている<sup>(83)</sup>。

一方で、お小遣いの受け取り方法が現金からデジタルに移行することで、お小遣いアプリなどを通じて、新たな学習の機会を提供することもできる。例えば、従来の貯金箱は単にお金を貯めておくための安全な場所であったが、アプリは利息でお金を稼ぐ機会を提供し、それに付随する学習の機会も提供することになり、低年齢の子どもたちがより洗練された方法でお金と触れ合うことができる余地がある。また、ゲーミフィケーションを利用して子どもたちの興味を引き、金融リテラシーを身に付ける機会を物語の中に埋め込んだアプローチも開発されている。

ただし、子ども・若者向けフィンテック商品の普及は、プラスの影響だけとは限らない。まず、ほとんどの製品が有料であるため、貧困層にある子どもたちがこうした学習ツールにアクセスする機会を奪われないようにするにはどうすればよいかという問題がある。また、年長者向けの高度なアプリでは、例えば、ソーシャルメディア上で金融に関する誤った情報にさらされる、暗号資産の売買を勧められる、将来的に不利になる可能性のあるデジタルフットプリントを作成される、といったリスクがあり、金融リテラシーや情報リテラシーが備わっていない子どもや若者には、こう

---

<sup>(82)</sup> 金融能力開発センターは、2021年7月に設立された新しい慈善団体であり、イギリスのすべての子どもが、初等教育から人生の重要な金融判断を行うために必要なスキルと行動を身に付けることを使命としている。概要については、<https://www.tcf.org.uk> 参照。

<sup>(83)</sup> APPG (n 59) p. 18.

したリスクにさらされる危険性が非常に高いという点を考慮する必要がある。

また、子どもや若者を直接支援するためのオンライン・リソースや、学校における金融教育の実施に不足はないものの<sup>(84)</sup>、新型コロナウイルス感染症の流行により、経済的に最も脆弱な世帯に影響を与えるデジタルデバイドを浮き彫りにした。例えば、家庭で学習する子どもの5人に1人は、ノートパソコンやデスクトップパソコンなどの適切なデバイスにアクセスすることができなかったという結果が示されており<sup>(85)</sup>、デジタルでの教育における課題も浮き上がったといえるだろう。

#### 4. 結語（日本との比較）

##### (1) 現金へのアクセス維持について

キャッシュレス決済の利用拡大に伴い、イギリスでのATMの台数は年々減少している。しかしながら、現金に依存している消費者が現在一定数いること、そして、その消費者の存在を数十年後も見据えたうえで、イギリスでは、以下のような対策を講じている。第一に、銀行支店の統廃合により窓口対応ができなくなったり、ATMがなくなったことへの対応として、郵便局がそうした業務を代行できるよう国家予算として計上している。第二に、ATMの台数維持や手数料無料化を維持するために、業界団体が予算を計上、台数設置の把握を行うなどして、消費者が無料で現金を引き出すことができるようにと努めている現状がある。第三に、ATMに

---

(84) 例えば、銀行や住宅金融組合を含む多くの民間企業は、独自の教材を開発している。MyBnkなどの慈善団体では、2歳から25歳までのさまざまな年齢層向けに、貯蓄や予算管理などのトピックを取り上げたレスンプランを提供している。

(85) Bank of England (n 66).

代わるシステムとして、ある店舗のレジでデビットカードを利用して自身の銀行預金口座から現金を引き出すことのできるキャッシュバックサービスを展開してきた。また、キャッシュバックサービスを広く普及させるために、購入を伴わないキャッシュバックを可能とする法改正が2021年に行われている。

一方、日本の状況を見ていくと、全国銀行協会の決済統計年表によれば、ATMの台数は2001年に117,658台、2011年に111,392台、2021年に93,016台と減少の一途をたどっており<sup>(86)</sup>、これはイギリスと同じ状況にあるといえる。

しかし、現金へのアクセスという問題について、日本ではATMの維持という形をとらず、イギリスのキャッシュバックに相当するキャッシュアウトという選択肢のみを選んだ形となる。なお、日本のキャッシュアウトは次のような流れで導入された。2000年に「異業種参入に伴う銀行法等の整備・他業禁止の緩和等に関するワーキング・グループ報告」が公表され、そこでは、キャッシュアウトを「利用者利便向上の観点から評価できる」としつつも、「顧客情報保護の観点や、カードの悪用やトラブル等による損害の補償を銀行をはじめとする関係者がどのように分担するか等、慎重に検討すべき事項がある」という慎重な姿勢を示し、導入が見送られていた<sup>(87)</sup>。その後、2015年に行われた金融審議会において、キャッシュアウトサービスの利用が求められているという状況の下、当該サービスを銀行法上「預金の払出し」の外部委託と整理して制度の導入を認めることとした。もっとも、現金が人の手を介しつつ行われることなどを踏まえ、

---

<sup>(86)</sup> 全国銀行協会「決済統計年表」<<https://www.zenginkyo.or.jp/stats/year1-01>>（最終検索日2022年11月4日）。

<sup>(87)</sup> 金融審議会第一部会「異業種参入に伴う銀行法等の整備・他業禁止の緩和等に関するワーキング・グループ報告」（平成12年12月7日）<[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/gijiroku/dail/f-20010109-4b.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/gijiroku/dail/f-20010109-4b.pdf)>（最終検索日2022年11月4日）。

監督上、銀行に対して必要に応じてしかるべき体制の整備等を求めていく必要があるという報告が取りまとめられた<sup>(88)</sup>。これを受けて、銀行法施行規則が改正され（13条の6の4の追加）、2018年4月2日から「J-Debit キャッシュアウトサービス」として、サービスが開始されている<sup>(89)</sup>。

キャッシュアウトのメリットとして、利用者にとってはATMがなくても現金を引き出せることが、導入する事業者にとっては現金管理のコスト削減やATMの設置に比べ、簡易に現金を引き出せるサービスを提供することが可能ということが示されており<sup>(90)</sup>、日本でのキャッシュレス決済推進の動きにつながることを期待されている。もっとも、年々協力する加盟店の数は増化しているが、システム障害などにより、サービスを停止する事業者もおり<sup>(91)</sup>、キャッシュアウトが十分に普及している状況にはないと

---

(88) 金融庁金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告～決済高度化に向けた戦略的取組み～」(平成27年12月22日)12頁。

(89) 藤原智則＝亀甲智彦＝関口諒＝高見駿「J-Debitの仕組みを活用したキャッシュアウトに関する法的枠組みの概要」金法2092号26頁(2018年)。

(90) 日本電子決済推進機構「J-Debit『キャッシュアウトサービス』の取扱い開始について～2018年4月よりキャッシュカードを使った一般店舗での現金引き出しが可能に～」(2018年3月29日公表) <<https://jeppo.jp/dl/information/news-180329.pdf>> (最終検索日2022年9月30日)。

(91) 東急電鉄「『キャッシュアウト』取扱い停止・終了のお知らせ」(2021年8月30日) <[https://www.tokyo.co.jp/information/list/Pid=post\\_499.html](https://www.tokyo.co.jp/information/list/Pid=post_499.html)> (最終検索日2022年9月30日)。東急電鉄でのキャッシュアウトは、横浜銀行の「はまPay」、ゆうちょ銀行の「ゆうちょPay」を使って、東急沿線駅で現金を引き出せるというサービスであったが、2019年に発生した全国の地銀やゆうちょ銀行など11行の顧客口座から、何者かによってドコモ口座に不正にチャージされたという問題が発生したことを受けて、2020年9月からシステム改修のため運用を停止していたが、そのままサービスの終了が決定した。

終了の理由について横浜銀行は、コロナ禍におけるキャッシュレスの急速な進展や行動様式の変容、ゆうちょ銀行は昨今のコロナ禍等の状況を踏まえて終了する、と説



いえるだろう。

こうした普及が妨げられる原因として、J-Debit に限定されていることが考えられる。ただ、これを補うものとして、近時 QR コード決済やバーコード決済などいわゆる「コード決済」という方法が台頭してきている。ペイペイやメルペイなどは、資金移動業という位置付けになり（資金決済に関する法律36条の2）、手数料がかかるものの自己の預金口座から現金の引出しを可能としている（前払い式決済手段を除く。）。そして、これはデビットカードだけでなく、クレジットカードにも紐づけられることから、キャッシュアウトの広がり十分でない部分について一定の役割を果たしていくことが期待される<sup>(92)</sup>。

これらの状況を踏まえて、次の点が指摘できる。イギリスでは現金にアクセスできない消費者のことを考え、現金取引を維持するための取組みが展開されている。2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択されたSDGsでは、「誰一人取り残さない」(no one will be left behind)ことが重要とされ、それを達成するために17のゴールが設定されており<sup>(93)</sup>、イギリスでの現金へのアクセス維持の動きはこうしたSDGsの目標と合致しているといえよう。これに対して、日本では、キャッシュレス決済の推進について、かなり力を注いでいるが、それとともに現金アクセスの維持といった声はほとんど聞こえてこない<sup>(94)</sup>。こうしたキャッシュレス

---

明している。

(92) 例えば、松本恒雄「特集『キャッシュレスの現在と未来』によせて」国民生活研究 61巻2号7頁（2021年）など参照。

(93) 国際連合「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(United Nation, General Assembly) <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101401.pdf>>（最終検索日2022年9月30日）。

(94) なお、総務省「令和3年情報通信白書」では、第三章で「『誰一人取り残さない』デジタル化の実現に向けて」224頁以下というテーマでまとめられており、デジタル

決済の推進は、現金に依存する消費者を取り残している状況を生み出してしまっており、問題があるように思われる。

## (2) キャッシュレスに伴う金融教育について

イギリスでは、「将来の計画を立て、現在と将来の価値の間で選択を行う」といった重要なライフスキルを養うものとして、金融教育の重要性が早くから認識されており、2000年から金融教育が国家戦略として展開され、ナショナルカリキュラムには2014年に導入されている。ただし、金融教育の大部分が必修科目として位置付けられていないことから、すべての生徒に行き届いておらず、仮に、金融教育を取り入れている場合にも、現在の金融教育の実施は「つぎはぎ」であるとの指摘があるように、体系的に構築されておらず、この点は、今後の課題とされている。また、近時、ソーシャル・メディアでは「消費者欲求の即時的解消」（インスタント・グラティフィケーション）に注目した若者向けの広告が増加しており、それとともに、キャッシュレス決済が拡大していることから、現金という概念を持たずにいる若い世代の中には、支出に対する自制がきかなくなっている者がいる。このため、これまでの金融教育のやり方を刷新していくことが認識されている。なお、The Money Charity が作成した「金融教育計画フレームワーク」（本稿22頁以下掲載）では、キャッシュレス決済の関連についての意識を備えさせるための工夫が施されている。【図1】での「現金のみが支払いでない」という記述の具体例に「デビットカード」「クレジットカード」「オンライン払い」が挙げられている。また、【図2】「貯金や借金」の部分において、「クレジットカード」は借金の一つであることが示されていたり、「計画や予算」の部分において、オ

---

デバйдの解消やリテラシーの向上といった方針は示されているものの、現金維持ということは言及されていない。

ンラインやモバイル・バンキングになどで自分のお金を管理することなどが示されているが、これらを子どもにどのように身に付けさせていくかが課題となるだろう。

日本では、新学習指導要領（平成30年改訂）が公表されている。これに伴い、金融教育は成年年齢の引下げに伴う主権者教育や、消費者教育の学習の充実という観点から展開されている。また、2022年4月から成年年齢が引き下げられ、18歳から保護者の同意なくして契約を締結できるとしてクレジットカードを作ることができるようになったため、金融庁は金融経済教育の重要性はますます高まっているとして、2022年4月から高校学習指導要領の改訂を受けて、「高校向け金融経済教育指導教材」を公表している<sup>95)</sup>。さらに、公民科の「公共」と「政治経済」や家庭科の「家庭基礎」「家庭総合」という科目では、金融教育やキャッシュレス決済を意識した記載が見られる。例えば、ある家庭総合の教科書では「持続可能な消費生活・環境」というテーマにおいて、キャッシュレス社会が家計に与える利便性と問題点を扱っており、キャッシュレス決済などに関する記述が増加している。

もっとも、日本での金融教育に関しては国家戦略として打ち立てておらず、関連する業界主導のもと進められていることから、どのような方向性で進めていくかが定まっておらず、現場の先生方の関心や力量によって実施の有無や内容が左右され、生徒への効果にばらつきが見られるむきがある。また、金融教育は年金等の資産運用との関係で実施されていることから、実生活におけるお金の使い方といった観点から展開されている訳ではない。そのため、どの科目において教えるべきか改めて検討する必要がある。

---

95) 金融庁「高校向け金融経済教育指導教材の公表」（令和4年3月17日公表）  
<<https://www.fsa.go.jp/news/r3/sonota/20220317/20220317.htm>>（最終検索日2022年11月7日）。

るだろう。そして、現在実施されている教育の多くは、家庭科教育等の選択科目で実施されていることから実施時間や内容に関して学校間で差が生じていることがうかがわれる。

キャッシュレス決済の推進により、子どもたちが物理的に「お金」という概念を持ちにくい状況が進むにつれ、様々な弊害が生じているというイギリスの問題は、遅かれ早かれ日本でも聞かれてくるだろう<sup>96)</sup>。そうした場合に、どのような金融教育を行うことで、子どもや若年層がキャッシュレス社会において生き抜くことができる力を備えることになるのかを検討していくことが重要になるだろう。

付記：本研究は、科研費（20K02414）の助成を受けた研究成果の一部である。

謝辞：本研究をまとめるにあたり、金清順子教諭（国際基督教大学高等学校、中央大学杉並高等学校）から様々な示唆をいただいた。この場をもってお礼申し上げる。

---

96) なお、デジタル化と消費者法の関係として、現代消費者法51号4-35頁（2021年）では「特集 社会のデジタル化と消費者」という特集が組まれている。